

厚生年金と公務員共済年金の一元化に関するライフサイクル分析*

上 村 敏 之**

(東洋大学経済学部助教授)

中 嶋 邦 夫***

(ニッセイ基礎研究所)

1. はじめに

わが国の公的年金制度は、国民年金と被用者年金に分けられる。被用者年金制度はさらに分類され、厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金、私立学校教職員共済年金となっている。

現在、被用者年金を一元化するための議論が進んでいる。厚生年金と共済年金には、年金保険料率や年金給付の方法に相違がある。公的年金に関して官民の間に不公平があるだけではなく、職業間で公的年金制度に違いがあれば、人々の職業選択に対してひずみを与えている可能性がある。そのため、これらの制度を、一元化によって、どのように同じ制度へ収斂させてゆくかが課題となっている。

国家公務員と地方公務員の共済年金については、2004年改正において、将来的な一元化のスケジュールが決定されていた。その際は、双方の共済年金の一元化が実現した後に、厚生年金との一元化を考えるとという姿勢であった。しかし、その後、政府が厚生年金と共済年金の一元化を急ぐ方針を打ち出したため、ここに至り被用者年金一元化の議論が加速している。

現在の制度において、年金保険料は制度によってバラバラであり、年金給付についても、後に解説する職域部分の存在によって厚生年金よりも共済年金の方が手厚い。2006年4月、政府与党は被用者年金一元化の方針を固めた。その主な骨子は、1)共済年金の保険料率を2010年から段階的に引き上げ、公務員共済年金については2018年に厚生年金の保険料率と統合、2)2010年以降に裁定される職域加算を廃止、となっている。

* 本研究に関して、上村が文部科学省科学研究費補助金を受けている。本稿を2006年の第63回日本財政学会（近畿大学）にて報告した際、鈴木亘・東京学芸大学助教授から適切なコメントを頂戴した。また、草稿段階において、橋本恭之・関西大学教授、木村真・北海道大学助教授から貴重なご意見をいただいた。これらの方々にお礼を申し上げたい。

** 1972年生まれ。94年関西学院大学卒業、96年同学大学院経済学研究科博士課程前期課程修了、99年同後期課程単位取得退学。98-99年日本学術振興会特別研究員。2000年東洋大学経済学部専任講師を経て現職。その間に03年内閣府経済社会総合研究所客員研究員、04年英国Warwick大学客員研究員、参議院企画調整室客員研究員などに就任。00年関西学院大学博士（経済学）学位取得。主な著書に『財政負担の経済分析：税制改革と年金政策の評価』（関西学院大学出版会、単著、2001年）がある。e-mail : uemuratoshi@hotmail.com

*** 1972年生まれ。95年東京大学経済学部卒業、2004年東洋大学大学院経済学研究科博士前期課程修了。95年日本生命保険を経て02年より現職。04年東洋大学修士（経済学）学位取得。e-mail : nakasima@nli-research.co.jp

このように、厚生年金と共済年金の一元化においては、年金保険料と年金給付の現時点の格差が目される傾向がある。しかしながら、年金制度は家計の人生設計に深く関わっている。そのため、過去からの制度を総合的に評価することが必要である。

本稿では、このような問題意識にしたがい、家計の長期に渡る人生を表現できるライフサイクル・モデルによって厚生年金と共済年金を分析する。現状の公的年金制度について評価を与え、想定される年金一元化の改革による世代別の受益と負担への影響をみる。

なお、本稿では共済年金として国家公務員共済年金と地方公務員共済年金を取り上げるため、職業の違いが分析において重要となる。また、家計行動にとって、公的年金の他にも税制の影響は大きい。そのため、家計行動に影響を与えると考えられる税制については、極力、モデル内部において考慮することにした。

ライフサイクル・モデルによる公的年金に関する既存研究には、橋本・林・跡田(1991)、橋本(1998)、前川(2004)、橋本・山口(2005)などがある。これらの分析と本稿の違いは次の通りである。第一に、本稿の分析対象は厚生年金に加えて公務員共済年金であり、公務員共済年金を分析するのは本稿が初めてである。第二に、既存研究は特に給付面の公的年金制度について、一時点の改正を反映するのみで、過去の制度を遡って分析していない。また、加給年金や振替加算、従前額保証も無視している。本稿は戦後の公的年金制度と税制の歴史をできるだけ反映しており、より信頼性が高く正確なシミュレーション分析を実施している¹⁾。

本稿の構成は次の通りである。2節では、厚生年金と共済年金の制度について述べる。3節では、分析ツールとなるライフサイクル・モデルを提示する。4節では、公的年金の現状分析を行い、5節では被用者年金一元化におけるシミュレーション結果を示す。最後の6節では、本稿で得られた結果をまとめ、今後の課題について述べることでむすびとする。補論では、モデルに対して与えられるデータとデータの加工方法について示す。

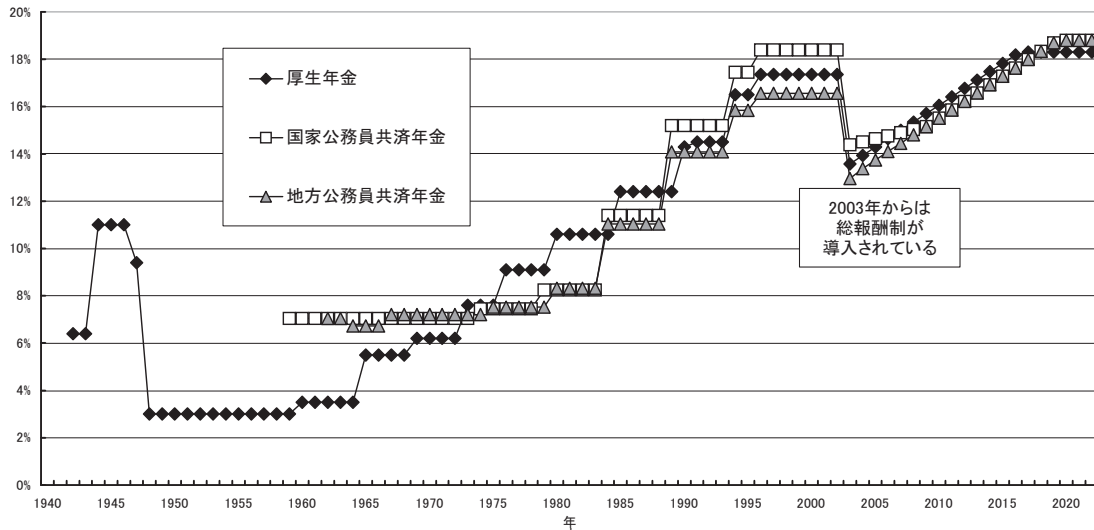
2. 厚生年金と公務員共済年金の制度

本節では、厚生年金と公務員共済年金の制度について簡単に解説する。まず、保険料負担について述べ、続いて年金給付の仕組みについて説明しよう²⁾。

1) 過去の厚生年金制度をライフサイクル分析で評価した研究に中嶋・上村(2006)がある。

2) 厚生年金の制度の変遷については、駒村・永井・中嶋(2005)、中嶋・駒村・永井(2005)が詳しい。

図1 厚生年金と公務員共済年金の保険料率の推移（2004年改正を反映）



（備考）厚生労働省の資料をもとに作成。厚生年金については男子に対する年金保険料率としている（1948年以降は男女とも同じになる）。年金保険料が変更された年については、年の途中で変更後の年金保険料率を示している。なお、2002年以前は給与に対する保険料率、2003年以降は総報酬に対する保険料率である。

2.1 年金保険料の推移

図1は厚生年金と公務員共済年金の保険料率の推移を示している。厚生年金は1942年に労働者年金として始まり、当初の年金保険料率は6.4%であった。1944年に正式に厚生年金となり、年金保険料率は11%に引き上げられたものの、1948年には3%にまで引き下げられる。その後は徐々に引き上げが実施され、2002年には17.35%になった。この間、1993年から2002年まで、賞与に対して1%の年金保険料率が課せられていた。

2003年以降は総報酬制が導入され、給与と賞与を合わせた総報酬に対する年金保険料となった。その後、2004年に13.58%であった年金保険料は、今後は1年ごとに0.354%ずつ引き上げがなされ、2017年以降は18.3%に固定する保険料固定方式が導入された³⁾。

一方の公務員共済年金であるが、国家公務員共済年金が1959年、地方公務員共済年金が1962年に、双方とも7.04%の年金保険料率でスタートする。厚生年金と同様に、徐々に引き上げが実施され、2003年からは総報酬制が導入された。

2003年までの年金保険料率の推移をみれば、当初は公務員共済年金の年金保険料率が厚生年金に比較して高いものの、1973年に逆転する。その後の引き上げにおいて、国家公務員共済年金の年金保険料率は厚生年金を上回るが、地方公務員共済年金については下回ったままであった。そのため、現時点では、国家公務員共済年金、厚生年金、地方公務員共済年金の順番に年金保険料が高くなっている。

2004年改正において、2つの公務員共済年金を将来的に一元化するため、年金保険料率についても徐々に統一してゆくスケジュールが決められた。図1にあるように、相対的に高い国家公務員共済年金の年金

³⁾ 国民年金保険料についても2017年までの引き上げとその後に固定化するスケジュールが決定しているが、本稿の問題意識は被用者年金に限定されるので説明を割愛する。

保険料の引き上げ幅をしばらく抑制することで、2009年には両者の年金保険料を一致させるようにする。2020年以降の公務員共済年金の年金保険料率は18.8%~19.2%となり、厚生年金が最終的に到達する18.3%よりも高い水準になる。

ところで、後にも述べるように、公務員共済年金の給付には職域部分が加えられている。仮に、職域部分を除いた年金保険料がいくらになるかを計算したものに社会保障審議会年金数理部会(2006)がある。2005年の時点で、職域部分を除く年金保険料は、国家公務員共済年金は13.5%、地方公務員共済年金は12.7%とある。同じ年の厚生年金は14.288%であるから、職域部分を除けば、厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金の順番で年金保険料が高くなっている。職域部分を除いた将来の年金保険料についても、厚生年金は2017年度以降に18.3%、公務員共済年金は2020年度以降に16.5%から16.8%とされている⁴⁾。

厚生年金と公務員共済年金の一元化を実施するならば、年金保険料の一本化を検討する必要がある。それには、年金保険料の引き上げと後に固定化するスケジュールを抜本的に見直すことになる。

なお、図1に示されている年金保険料は、従業員と事業主の負担を合わせたものである。従業員と事業主は折半で年金保険料を負担する。本稿の分析においては、家計は図1の年金保険料の半分を負担すると考える。また、年の途中で保険料率の変更があった場合は、月割りによって平均的な年金保険料を適用している。

2.2 公的年金の給付の仕組み

続いて、公的年金の給付の仕組みについて簡単に述べよう。ここでは、すべての公的年金の制度を解説するのではなく、本稿のライフサイクル・モデルに組み込まれた制度に限定する。また、公的年金の給付には大きく分けて、老齢年金、障害年金、遺族年金があるが、本稿の分析は老齢年金に限られていることを断っておく。

2004年改正によって決定された厚生年金の老齢厚生年金の給付の制度を例とする。本稿の分析において、原則として25年間以上の年金保険料納付済期間をもつ家計が、年金支給開始年齢に到達したとき、下記の算定式によって年金給付額が計算される⁵⁾。

年金給付額=(a)定額部分+(b)報酬比例部分+(c)加給年金+(d)振替加算 (+ (e)職域部分)

(a)定額部分=定額単価×定額部分の乗率×被保険者期間の月数×改定率(スライド率)

(b)報酬比例部分=平均標準報酬額×給付乗率×被保険者期間の月数×改定率(スライド率)

(c)加給年金=平均標準報酬額×加給乗率×改定率(スライド率)

(備考) (e)職域部分は共済年金に限定される。また、地方公務員(一般職)の(b)報酬比例部分および(c)加給年金は、平均給与額に手当率1.25を乗じたものを平均標準報酬額とみなすことで計算される。

(a)定額部分はすべての公的年金制度に共通の基礎年金と呼ばれる1階部分である。定額単価は1,676円であり、定額部分の乗率は生年月日に応じて設定されている⁶⁾。被保険者期間も生年月日によって上限が決められている。改定率については後に述べる。なお、(a)定額部分は、企業や政府などに勤める第2号被

4) 詳しくは、被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議(2005)を参照。

5) 年金支給開始年齢は性別と生まれ年によって異なる。原則的に、古い世代は60歳であったが、新しい世代は65歳となる。

6) 厚生年金に関して、生年月日や制度によって決められる年金支給開始年齢、定額部分の乗率、再評価率、給付乗率などの具体的な数値については、社会保険研究所(2005)などを参考にされたい。

保険者の扶養配偶者（第3号被保険者）に対しても給付される。

(b)報酬比例部分は基礎年金に上乘せされる2階部分である。平均標準報酬額とは、被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額を、最近の賃金水準に再評価して平均化することで得られた額である。なお、再評価の計算には生年月日別に定められた再評価率を用いる。

すなわち、標準報酬額に対して、生年月日別かつ適用される制度で決められた給付乗率を掛け合わせ、被保険者期間の月数を乗じることで(b)報酬比例部分が得られることになる。ところで、2003年3月以前の賃金収入については、平均報酬額ではなく、各月の標準報酬月額を再評価して平均化した平均標準報酬月額を利用する。制度改正によって、給付乗率に変更がある場合は、新旧の給付乗率で計算した年金給付額のうち、高い方の金額を採用するという従前額保証も考慮されている。

以上が(a)定額部分と(b)報酬比例部分の基本的な年金給付額の計算の流れであるが、最終的にはこれらに改定率が乗じられる。2004年改正以前には、5年ごとの財政再計算において賃金水準の変動に応じた再評価率（賃金スライド率）が定められ、それ以外の年には物価変動に対応した改定率（物価スライド率）が毎年定められ、年金給付額の改定がなされてきた。2004年改正以後は、原則的に毎年度、名目手取り賃金上昇率と物価上昇率を基準として再評価率と改定率が定められることで、年金給付額が改定されることになった。

さらに、2004年改正により導入された有限均衡方式と保険料固定方式により、公的年金の保険料収入の範囲内で年金給付をまかなうことになり、今後約100年間の給付と負担のバランスをとってゆく必要がでてきた。そこで、少子高齢化の進展にともなう被保険者数の減少と平均寿命の伸びを反映するマクロ経済スライドを導入し、改定率を調整することで、一定期間の年金給付を抑制することになった。

賃金上昇率や物価上昇率からスライド調整率を差し引くことで、最終的な改定率が得られる。2004年改正における財政再計算において、スライド調整率は0.9%とされた。このようなマクロ経済スライドは2023年度まで適用されることになり、それだけ年金給付が抑えられることになった。

(c)加給年金とは、受給権者に扶養配偶者がいる場合は、その配偶者が65歳になるまで年金給付額に加算されるものである。受給権者の生年月日によって金額が設定されており、改定率も考慮される。なお、18歳までの扶養対象の子供がいる場合についても加給年金が支給されるが、本稿のモデル家計では想定しない。

(d)振替加算とは、配偶者加給年金の対象となっていた配偶者が、65歳以降に基礎年金を受給するときに加算されるものである。振替加算は年齢に応じて給付額が決められている。満額の基礎年金を受給できる配偶者の振替加算はゼロとなる。そのため、振替加算は、基礎年金を満額もらえない比較的古い世代の配偶者に対して支給される。

以上の(a)定額部分、(b)報酬比例部分、(c)加給年金、(d)振替加算の合計が、厚生年金の年金給付額となる。

次は、国家公務員共済年金と地方公務員共済年金の年金給付額の計算である。基本的には厚生年金の年金給付額の仕組みと同様であるが、下記の点で相違がある⁷⁾。

第一に、(e)職域部分が加算される。職域部分は公務員等に対して与えられるものであり、報酬比例部分と同様に職域部分の給付乗率を用いることで計算される。職域部分の給付乗率は、生年月日別に決められており、制度変更にともなう従前額保証も考慮される。

⁷⁾ 公務員共済年金に関して、生年月日や制度によって決められる年金支給開始年齢、定額部分の乗率、再評価率、給付乗率などの具体的な数値については、地方公務員共済年金制度研究会(各年度版)などを参照。国家公務員と地方公務員の公的年金制度は基本的に似ている。

第二に、地方公務員共済年金については、手当が含まれる平均報酬額ではなく、平均給与額が(b)報酬比例部分と(e)職域部分の計算のベースとなる。本稿では、地方公務員について一般職を念頭におく。一般職の場合、再評価率により得られた平均給与額に手当率 1.25 を乗じた金額を平均報酬額とみなして、年金給付額の計算がなされる。なお、国家公務員については、手当を含めた平均報酬額が適用されている。

また、厚生年金と同様に、2003年3月以前は、平均報酬額（平均給与額）ではなく、平均報酬月額（平均給与月額）が計算のベースとなる。1986年4月以前に組合期間を有している者については過去5年間の給与と全期間換算率、1986年4月以前に退職している者については、過去1年間の平均給与と5年換算率を用いて、平均報酬額（平均給与月額）のみなし金額を計算することになっている。

第三に、1985年改正以前においては、共済年金には現在の計算方法とは異なる共済年金方式（基本方式と通年方式）が採用されていた。基本方式とは給料年額に組合期間に応じた率を乗じる方法であり、通年方式とは定額部分と給料比例部分を合算する方法である。なお、1985年以降に裁定がなされた年金給付額については、従前額保証がなされる。

以上が公務員共済年金の年金給付の計算方法である。被用者年金の一元化の議論において、もっとも注目されているのは、保険料率と(e)職域部分である。公務員の家計にとって、被用者年金一元化の問題とは、年金保険料と職域部分の2点に集約されている。本稿では、この2点の問題について、公務員共済年金の一元化が抛出・給付バランスと厚生水準に与える影響を分析することになる。

3. ライフサイクル・モデル

本節では、本稿の分析に使用するライフサイクル・モデルを提示する。

家計は生まれ年によって世代別に区別され、世代 I 、時間 t 、年齢 s の関係は次のようになる⁸⁾。

$$t = I + s \tag{1}$$

家計 I のライフサイクル効用 U は、 s 歳時の消費 C をライフサイクルで集計した下記の CRRA 型効用関数で表されるとする。

$$U_I = \frac{1}{1 - 1/\gamma} \sum_{s=Minage}^{Maxage} (1 + \delta)^{-(s-Minage)} C_s^{1-1/\gamma} \tag{2}$$

ここで、異時点間消費の代替の弾力性 γ 、時間選好率 δ であり、 $Minage$ は経済主体として活動する最初の年齢、 $Maxage$ は経済主体として活動を終える最後の年齢である。

家計の s 歳時の予算制約は、次のように示される。

$$A_{s+1} = [1 + (1 - \tau_s)r_t]A_s + W_s + B_s - T_s - P_s - Q_t C_s \tag{3}$$

ここで、ストックとしての貯蓄 A 、老人等の少額貯蓄非課税制度（老人マル優制度）が考慮された後の利子所得税率 τ 、利子率 r 、手当を含めた賃金収入 W 、年金給付 B 、所得税住民税負担 T 、年金保険料 P 、間接税込みの一般物価水準 Q となっている。なお、税抜き消費価格 q 、消費税と個別間接税の税率 v とすれば、 $Q_t = (1 + v_t)q_t$ の関係がある。

8) たとえば、2000年 ($t=2000$) に30歳 ($s=30$) の世代は1970年生まれ世代 ($I=1970$) となる ($2000=1970+30$)。

さらに、家計の行動に2つの制約を設ける。第一は、貯蓄の端点条件であり、家計が経済に参入する際（年齢は $Minage$ ）と退出する際（年齢は $Maxage + 1$ ）の貯蓄はゼロとする。

$$A_{Minage} = A_{Maxage+1} = 0 \quad (4)$$

第二に、家計行動に対し、各年齢において貯蓄がゼロを下回らないという意味の流動性制約をかける。

$$A_s = 0 \quad (5)$$

この制約により、家計は将来の年金給付をあてにした過度な消費を行わない。わが国の過去の家計の収入と消費のデータを見る限り、収入を超えた消費を行うことは希であるから、このような流動性制約は自然な想定であると考えられる。

予算制約、貯蓄の端点条件、流動性制約のもとで、ライフサイクル効用関数を最大化するとき、下記の消費の変遷方程式を得ることができる。

$$C_{s+1} = \left[\frac{1 + (1 - \tau_{s+1})r_{t+1}}{1 + \delta} \right]^\gamma \left[\frac{\phi_s}{1 + (1 - \tau_s)r_t} \right]^\gamma \left(\frac{Q_s}{Q_{s+1}} \right)^\gamma C_s \quad (6)$$

ここで、流動性制約にかかるラグランジュ乗数 ϕ であり、ある年齢において家計が流動性制約にかかるときに、消費の変遷の傾きを変化させる調整項となる。

以上が本稿で考えるライフサイクル・モデルであるが、モデルに対して適切なデータとパラメータを与えることで、シミュレーションを実施することができる。補論では、利用されたデータとデータの加工方法、考慮される公的年金制度と税制について述べている。

4. シミュレーションの想定と現状分析

4.1 シミュレーションの想定

前節で提示したライフサイクル・モデルを用いたシミュレーション分析のためには、具体的なモデル家計と将来の公的年金や税制を想定しなければならない。

第一に、モデル家計は次のように設定した。まず、大卒のモデル家計は 22 歳から働き、年金受給開始年齢に退職し、80 歳まで自分の意思で経済活動を行うとする。つまり、 $Minage$ は 22、 $Maxage$ は 80 とする。さらに、専業主婦世帯で夫と 3 歳年下の妻を想定する。効用関数のパラメータは、時間選好率 $\delta = 0.01$ 、異時点間消費の代替の弾力性 $\gamma = 0.3$ とする⁹⁾。

第二に、厚生年金と公務員共済年金の制度については、現状分析として、2004 年改正の制度を将来的に維持する。当然ながら、保険料固定方式やマクロ経済スライドの実施が前提となる。また、公務員共済年金の最終保険料率は 18.8% とする。

第三に、税制については、現時点で改正の可能性が高いものについては考慮することにした。具体的には次の通りである。2006 年以降の利子所得税については、老人等の少額貯蓄非課税制度（老人マル優制度）は廃止する。所得税住民税については、2006 年に所得税住民税の定率減税を半減、2007 年に定率減税を

9) パラメータの選択にあたっては上村(2002)を参考とした。

廃止する¹⁰⁾。個別間接税については、2005年以降は2004年と同じ水準を維持する。消費税は2005年の水準の5%を維持する。

消費税については、引き上げが議論されているものの、現時点では、いつ、どの程度の引き上げがなされるかが確定していない。本稿は税制よりもむしろ公的年金に分析の主眼をおくため、消費税の引き上げについては考慮しないこととする。

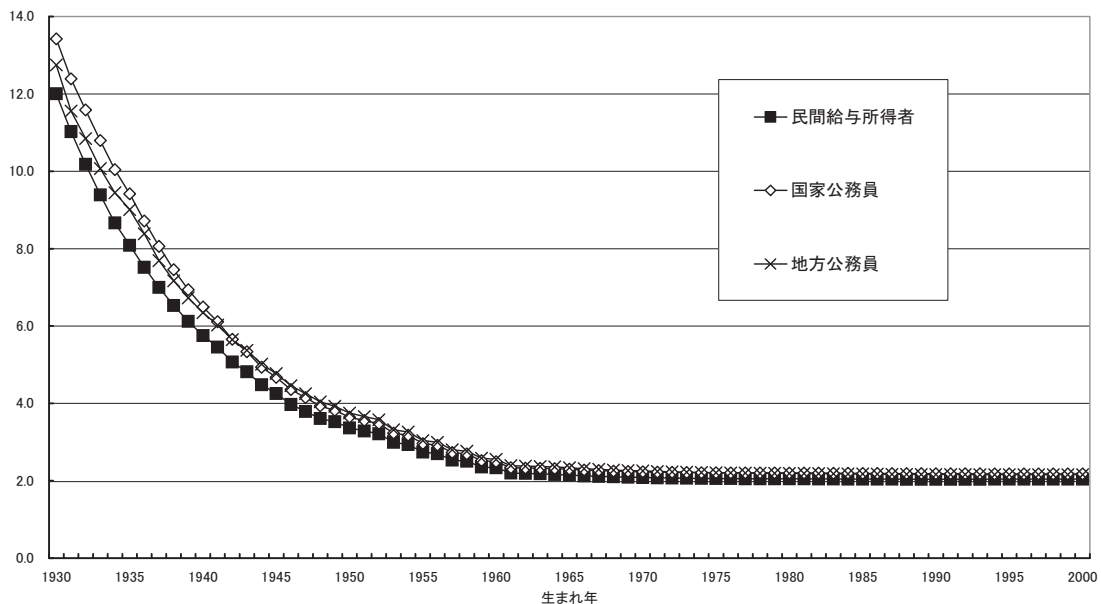
4.2 現状分析

以上の想定によって、シミュレーションを実行することができる。まず、年金一元化がなされていない現状の公的年金を分析しよう。

図2は、大卒の民間給与所得者、国家公務員、地方公務員の世代別の拠出・給付バランスである。下記の式で示される拠出・給付バランス β_1 は、生涯にわたる年金保険料負担と年金給付額のそれぞれの割引現在価値を比率で示したものである。拠出・給付バランスは、現役時代に払い込んだ年金保険料のうち、どれだけが退職後に年金給付として返ってきたかを示している。

$$\beta_1 = \frac{\sum_{s=Minage}^{Maxage} \frac{B_s}{Q_s}}{\sum_{s=Minage}^{Maxage} \frac{P_s}{Q_s}} \quad (7)$$

図2 職業別の拠出・給付バランスの推移



10) 2007年以降には、所得税の税源移譲によって、住民税の制度が変わるが、所得税と住民税の負担を控除によって調整し、総負担を改革前後で変えないという方針がでているため、本稿では2007年以降の所得税と住民税の変更の可能性については考慮しないことにした。

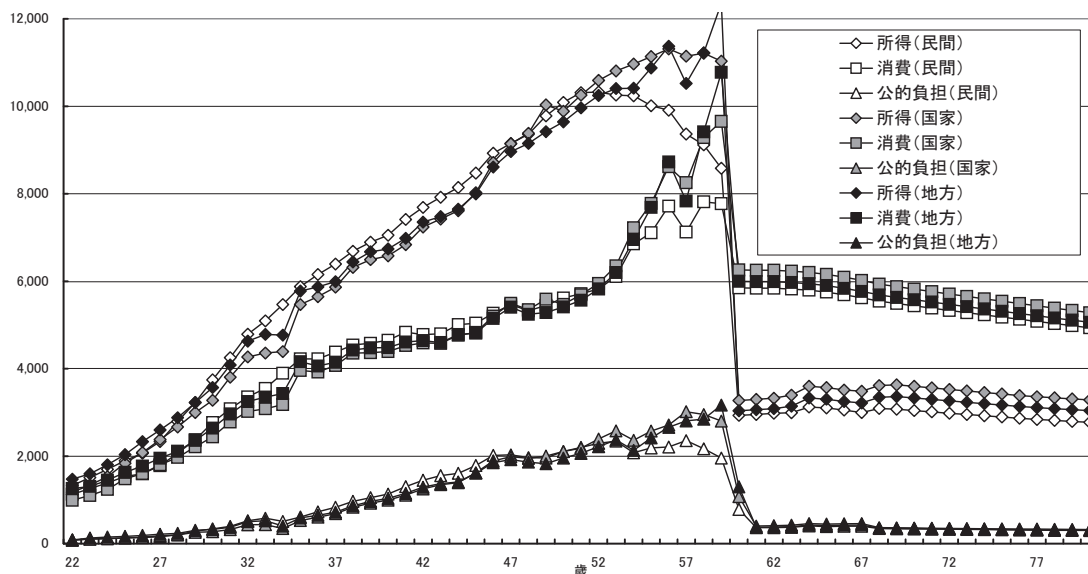
拠出・給付バランスは、世代が新しくなればなるほど低下する。これが公的年金に関わる世代間の不公平である。拠出・給付バランスにおける世代間の不公平は、職業を問わず存在することがわかる。

ここで注目したいことは、厚生年金と公務員共済年金には、拠出・給付バランスに格差があることである。公務員共済年金の拠出・給付バランスの方が、厚生年金よりも高い。このことが、官民格差として社会的に問題視されている。なお、国家公務員共済年金と地方公務員共済年金の間には、厚生年金との比較で見られるほどの格差は見られない。

厚生年金と公務員共済年金の制度間の拠出・給付バランスの格差は古い世代ほど大きく、新しい世代ほど小さくなる。したがって、厚生年金と公務員共済年金の格差は、歴史的に縮まってきたと考えることができる。しかし、1965年生まれ以降の世代では、厚生年金と公務員共済年金の拠出・給付バランスの間には一定の格差が継続している。公務員共済年金の方が厚生年金よりも拠出・給付バランスは高い。

図1にあるように、2017年以降の厚生年金の年金保険料率は18.3%に固定化され、2020年以降の公務員共済年金の年金保険料率は最高で18.8%に固定化されることが、2004年改正で決定されている。年金保険料は公務員共済年金が厚生年金よりも高くなるため、給付水準が同じならば、公務員共済年金の拠出・給付バランスは厚生年金のそれよりも低くなるはずである。

図3 1940年生まれ世代の所得、消費、公的負担の推移（大卒 単位：千円）

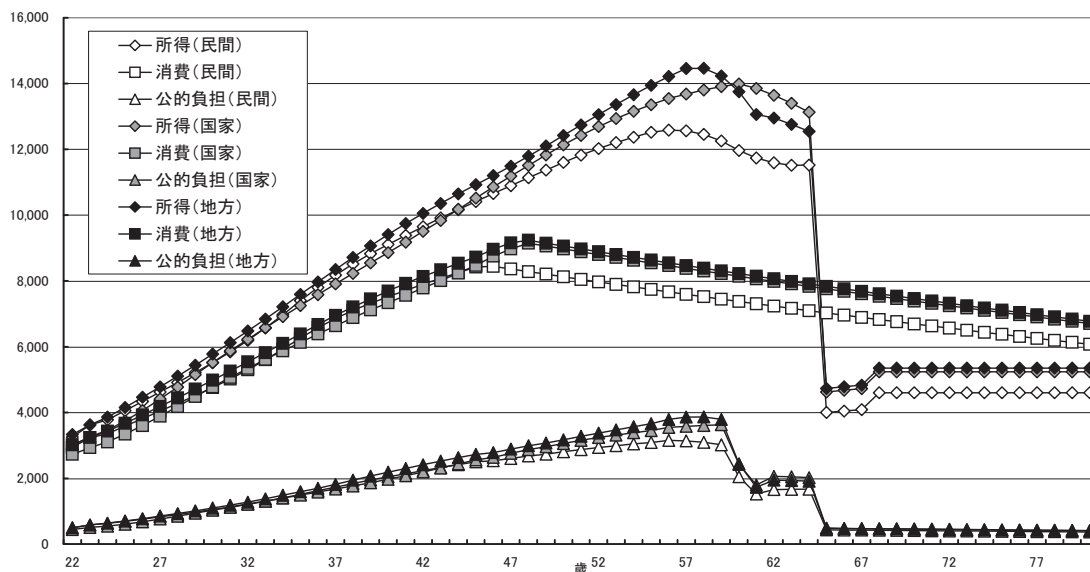


しかし、それでも公務員共済年金の拠出・給付バランスが厚生年金よりも高いのは、公務員共済年金の年金給付に厚生年金にはない職域部分が含まれるからである。図3には、大卒の1940年生まれ世代の所得、消費、公的負担の推移が示されている。ここで、所得には、賃金収入、利子収入、年金給付が含まれている。公的負担とは、税負担と年金保険料負担である。

図3をみれば、1940年生まれ世代の現役時代の所得には職業別にさほど大きな差はないことがわかる¹¹⁾。しかし、退職後の年金給付をみれば、厚生年金と公務員共済年金に格差がある。この格差によって、退職後の所得に差が生じ、消費水準の格差となって現れることになる。

この差の原因は2つある。第一に、新しい世代については職域部分の存在である。第二に、古い世代については、職域部分の存在に加え、1985年改正以後に公務員共済年金に導入されていた平均給与月額¹²⁾の計算方式が、厚生年金よりも高く再評価される仕組みにある。

図4 1985年生まれ世代の所得、消費、公的負担の推移 (大卒 単位：千円)



年金給付における格差の傾向はその他の世代でもほぼ同じである。図4は1985年生まれ世代の所得、消費、公的負担の推移を示したものである。図3と同様に、厚生年金と公務員共済年金の間には、年金給付に格差がある。また、このあたりの世代になれば、大卒で比較したとしても、民間給与所得者よりも公務員の所得が大きい。この結果、公務員の消費水準は民間給与所得者のそれよりも大きくなる。

5. 厚生年金と公務員共済年金の一元化のシミュレーション分析

5.1 想定される改革ケース

このような現状の公的年金であるが、公務員共済年金の一元化がどのような影響を家計行動にもたらす

11) なお、図3の1940年生まれ世代は、60歳から年金給付がなされる。そのため、2000年制度と2004年制度による年金給付を受けることになる。図3ないし図4において年金給付の金額が一定にならないのは、直面する制度の違い、モデル家計において3歳年下の専業主婦がいる点、従前額保証といった要因がある。

12) 1986年以前に組合期間を有している公務員については、1981年から1985年までの5年間の再評価された給与をもとにして、別に定められる給料再評価率と全期間換算率によって平均給与月額を計算することとなっている。

のかについて、シミュレーション分析を行おう。そのためには、年金一元化の改革手法について設定しておく必要がある。

具体的に年金一元化には、年金保険料を一致させ、年金給付の方法を統一させる、という2つの方向性がある。本稿では、表1にあるような改革ケースをシミュレーションとして想定する。

表1 被用者年金一元化に関する改革の想定

	想定される改革ケース
ケース1	公務員共済年金の年金保険料に関して、2018年から厚生年金の年金保険料（18.3%）に統合する。
ケース2	公務員共済年金の年金給付に関して、2010年から職域部分を廃止する。ただし、新規裁定年金のみに適用する。
ケース3	ケース1とケース2を同時に実施する。

まず、ケース1として、公務員共済年金の年金保険料を2018年から厚生年金の年金保険料の水準に一致させる。これは、2004年改正で決められた公務員共済年金の引き上げスケジュールを2018年までは守り、その後は厚生年金の年金保険料の水準で固定化する改革である。ケース2では、2010年から新規裁定年金についての職域部分を廃止する。

ケース3については、ケース1とケース2の組み合わせである。被用者一元化の改革は、年金保険料率と年金給付の仕組みの変更という政策の組み合わせであるから、ケース1と2を考えることで、個々の政策がどのような効果をもっているかを分析することができる。以上の各ケースは、政府与党の被用者年金一元化の方針に準じている。

5.2 被用者年金一元化による拠出・給付バランスと厚生水準の変化

表2には国家公務員、表3には地方公務員について、シミュレーションで想定した改革による拠出・給付バランスと現状からの変化を示している。いずれも現状とそれぞれの改革において実現する拠出・給付バランスの値が世代別に示されている。なお、掲載の便宜上、表に掲げる世代を1930年生まれ世代以降で10歳の区切りを設け、参考として民間給与所得者の世代別の拠出・給付バランスについても付記している。

第一に、ケース1は1960年生まれ世代以降の拠出・給付バランスを高める。これは、2004年改正では18.8%まで引き上げる予定であった公務員共済年金の年金保険料を、厚生年金の18.3%に合わせるため、現在に働いている現役世代と将来世代は年金負担が減少するからである。ケース1による拠出・給付バランスの改善は、世代が新しくなればなるほど高くなる。

第二に、ケース2は1950年生まれ世代以降の拠出・給付バランスを低める。これは職域部分の廃止が影響している。第三に、ケース3も同様に1950年生まれ世代以降の拠出・給付バランスを低める。その結果、これらの世代では公務員の拠出・給付バランスが民間給与所得者と同水準、もしくは若干それより低下する¹³⁾。

しかし、特に古い世代の拠出・給付バランスは、民間給与所得者の水準にまでは低めることはできない。

13) ケース2で公務員の拠出・給付バランスが民間給与所得者以下になるのは、(1)公務員の最終保険料が民間給与所得者より高いため、(2)公務員の報酬が民間給与所得者よりも高く、所得に応じない定額部分を有する被用者年金では高所得者ほど拠出・給付バランスの値が小さくなるためである。ケース3で公務員の拠出・給付バランスが民間給与所得者以下になるのは、前述の(2)の影響である。

これは、改革を実施しても、古い世代は生涯を終えることで逃げ切ってしまうからである。

表2 国家公務員の世代別の拠出・給付バランス (大卒)

生まれ年	現状	ケース1	ケース2	ケース3	民間給与所得者
1930年	13.421	13.421 (→)	13.421 (→)	13.421 (→)	12.001
1940年	6.494	6.494 (→)	6.494 (→)	6.494 (→)	5.754
1950年	3.646	3.646 (→)	3.240 (↓)	3.240 (↓)	3.366
1960年	2.494	2.505 (↑)	2.239 (↓)	2.248 (↓)	2.336
1970年	2.232	2.263 (↑)	2.001 (↓)	2.029 (↓)	2.085
1980年	2.201	2.247 (↑)	1.970 (↓)	2.011 (↓)	2.051
1990年	2.182	2.237 (↑)	1.951 (↓)	2.000 (↓)	2.040
2000年	2.179	2.238 (↑)	1.947 (↓)	2.000 (↓)	2.044

表3 地方公務員の世代別の拠出・給付バランス (大卒)

生まれ年	現状	ケース1	ケース2	ケース3	民間給与所得者
1930年	12.747	12.747 (→)	12.747 (→)	12.747 (→)	12.001
1940年	6.346	6.346 (→)	6.346 (→)	6.346 (→)	5.754
1950年	3.750	3.705 (→)	3.340 (↓)	3.340 (↓)	3.366
1960年	2.552	2.562 (↑)	2.289 (↓)	2.298 (↓)	2.336
1970年	2.253	2.284 (↑)	2.018 (↓)	2.046 (↓)	2.085
1980年	2.190	2.235 (↑)	1.958 (↓)	1.998 (↓)	2.051
1990年	2.163	2.217 (↑)	1.931 (↓)	1.980 (↓)	2.040
2000年	2.159	2.218 (↑)	1.927 (↓)	1.980 (↓)	2.044

続いて、被用者年金一元化が各世代の厚生水準をどのように変化させるかについて検討しよう。本稿のライフサイクル・モデルには効用関数が設定されているため、世代別のライフサイクル効用の水準を測定することができる。これにより、それぞれの改革ケースが厚生水準をどのように動かすかをみることで、改革の効果を評価する。

表4は、それぞれ国家公務員と地方公務員のライフサイクル効用の変化率を示したものである。ケース1は1960年生まれ以降の世代の厚生水準を高めるが、ケース2は1950年生まれ以降の世代の厚生水準を低める。ケース3はケース1とケース2の効果を合わせたものであり、1950年生まれ以降の世代の厚生水準は低下している。

表4 国家公務員・地方公務員の世代別のライフサイクル効用の変化率（大卒 単位：%）

生まれ年	公務員の区別	ケース1	ケース2	ケース3
1930年	国家	0.00 (→)	0.00 (→)	0.00 (→)
	地方	0.00 (→)	0.00 (→)	0.00 (→)
1940年	国家	0.00 (→)	0.00 (→)	0.00 (→)
	地方	0.00 (→)	0.00 (→)	0.00 (→)
1950年	国家	0.00 (→)	-1.25 (↓)	-1.25 (↓)
	地方	0.00 (→)	-1.22 (↓)	-1.22 (↓)
1960年	国家	0.01 (↑)	-0.96 (↓)	-0.94 (↓)
	地方	0.01 (↑)	-0.98 (↓)	-0.97 (↓)
1970年	国家	0.06 (↑)	-1.25 (↓)	-1.18 (↓)
	地方	0.06 (↑)	-1.31 (↓)	-1.24 (↓)
1980年	国家	0.10 (↑)	-1.37 (↓)	-1.26 (↓)
	地方	0.11 (↑)	-1.46 (↓)	-1.34 (↓)
1990年	国家	0.17 (↑)	-1.43 (↓)	-1.26 (↓)
	地方	0.17 (↑)	-1.52 (↓)	-1.34 (↓)
2000年	国家	0.26 (↑)	-1.44 (↓)	-1.17 (↓)
	地方	0.26 (↑)	-1.52 (↓)	-1.26 (↓)

以上の厚生水準の動きは基本的に拠出・給付バランスの動きとほぼ一致しているが、国家公務員より地方公務員の方が、改革によって厚生水準の低下が大きい。改革により、職域部分が廃止されることが、退職後の年金収入を低め、消費水準を低下させることで、厚生水準に負の影響を与えることがわかる。

6. むすび

本稿は、厚生年金と公務員共済年金に関する被用者年金の一元化が拠出・給付バランスや厚生水準に対してどのような効果をもっているかについて、職業別かつ世代別のライフサイクル・モデルを用いることで分析を行った。本稿によって得られた分析結果は次の通りである。

まず、拠出・給付バランスにおける世代間の不公平は、職業を問わずに存在する。さらに公務員共済年金の拠出・給付バランスと、厚生年金のそれには格差がある。公務員共済年金と厚生年金のそれぞれの拠出・給付バランスの格差は古い世代ほど大きく、新しい世代ほど小さくなる。この主な原因は、公務員共済年金には職域部分が認められているからである。

このことは、世代別のライフサイクルにわたる所得や消費の推移を図示しても確認できる。公務員共済年金に特有の、平均給与月額と計算方法や、職域部分の存在が、退職後の年金給付を高め、消費水準を高めている。

このような現状に対して、一元化に関するシミュレーションを想定することで、拠出・給付バランスと厚生水準の変化を世代別に測定した。まず、公務員共済年金の年金保険料を将来的に厚生年金の水準に合わせる場合は、将来的な年金保険料を低めることになるため、1960年生まれ世代以降の公務員の拠出・給付バランスは高まることになる。その一方、職域部分を廃止するならば、1950年生まれ世代以降の公務員の拠出・給付バランスは低くなる。つまり、双方の改革は拠出・給付バランスを逆方向に動かすことにな

る。厚生水準の変化についても拠出・給付バランスと同じ傾向を示した。

年金保険料の統一と職域部分の廃止を双方とも実施する被用者年金一元化の改革については、公務員の拠出・給付バランスを低める結果となる。ただし、1950年生まれ以前の古い世代については、被用者年金一元化を実施したとしても、拠出・給付バランスを厚生年金の水準にまで低めることはできない。

最後に、本稿の分析に関する今後の課題について指摘することでむすびとする。

第一に、本稿のモデルでは年金財政を集計しておらず、被用者年金一元化によって年金財政がどのような影響を与えるかが分析できていない。年金財政への効果をみるためには、受給者数の推計に加え、モデル世帯の想定を増やす必要がある。

第二に、本稿のモデルは部分均衡モデルであり、企業部門や市場が考慮される一般均衡モデルではない。公的年金は市場に影響を与えるほど大きな規模であるから、一般均衡モデルによる分析が望ましいであろう¹⁴⁾。

第三に、本稿では共済年金として国家公務員共済年金と地方公務員共済年金を取り上げたが、私立学校教職員共済年金については分析対象としていない。すべての共済年金について分析するためには、私立学校教職員共済年金についても網羅すべきであろう。

第四に、本稿のモデルでは退職金の存在を捨象している。共済年金の一元化問題を考えるとき、退職金をどのように扱うかについて考察する必要がある。しかしながら、官民の退職金の制度は多様でデータも整備されておらず、既存研究でも同様に無視されていることから、本稿では扱うことができなかった。

これら残された問題については、今後の課題としたい。

補論 利用データおよびデータの加工方法

本稿の分析対象は厚生年金と公務員共済年金であるから、民間給与所得者（民間サラリーマン）、国家公務員、地方公務員といった職業別のデータを、ライフサイクル・モデルに対して適用することが必要となる。本節では、職業別の収入や消費などのデータの作成方法について述べる。

1. 収入データの作成

モデル家計のライフサイクルにわたる年金保険料負担、年金給付、税負担を計算するためには、職業別の適切な収入データが必要である。なお、大卒、高卒、中卒といった学歴別のデータを得ることも可能であるが、本稿の分析は大卒に限定する。その理由は、制度比較のためには学歴を統一して分析することが好ましいと考えられるからである。

1) 民間給与所得者

民間給与所得者の収入データの作成については、厚生労働省(各年版)『賃金センサス』にある企業規模

14) 公的年金の一般均衡モデルについては上村(2002)などを参照。ただし、一般均衡シミュレーション分析はモデル化に抽象性を要求するため、本稿のように制度の描写に力点を入れたモデルとは性質的に異なる。

計、大卒、男性労働者、年齢階級別の「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与」を用いる。これを1歳刻みになるように線形補完し、滑らかになるように5年移動平均を施し、世代別にまとめることで、年齢ごとの定期給与データおよび賞与データが作成できる¹⁵⁾。なお、現時点でデータが利用できる期間は1958年から2004年である。

ただし、データ上の制約から、ある年齢以前の収入データの無い世代が存在する。世代ごとにシミュレーションを行うためには、過去および未来の収入データを与える必要がある。そのため、厚生労働省(2004)にある過去の実際の名目賃金上昇率を利用することで過去の収入データを生成した。同じく、データの存在しない未来の収入についても、厚生労働省(2004)にある将来の名目賃金上昇率の想定を用いることで、将来の世代ごとに年齢別の収入データを作成した。

また、1964年以前には賞与データが存在しない。そのため、1963年の年齢別の定期給与データと賞与データの比率を用いて、1964年以前の賞与データを作成した。

2) 国家公務員

国家公務員の収入データについては、人事院給与局(各年版)『国家公務員給与等実態調査』にある学歴計、大卒、全俸給表、年齢階層「平均俸給額」を用いる。ただし、このデータは年齢別ではなく経験年数別でしか表記されていない。

そのため、大卒は22歳から新卒として働くことを仮定することで、経験年数を年齢に変換し、「人員」によるウェイト計算で、年齢別の定期給与データを推計した。これを1歳刻みになるように線形補完し、5年移動平均を施せば、世代ごとの年齢別の定期給与データを作成できる。なお、現時点でデータが存在する期間は1957年から2004年である。

残念ながら当該資料には、賞与のデータが存在しない。そこで、先に作成された民間給与所得者の世代ごとの年齢別の定期給与データと賞与データの比率を、国家公務員の定期給与データに乗じることで賞与データを推計した。また、データ上の制約から得ることができない過去と未来の世代別の年齢別の収入データについては、民間給与所得者と同様の処理を行うことにした。

3) 地方公務員（一般職）

地方公務員（一般職）の収入データについては、地方公務員給与制度研究会(各年版)『地方公務員給与の実態』にある全地方公共団体、大卒、一般行政職「平均給与月額」を利用した。同じく1歳刻みになるように線形補完と5年移動平均を施し、世代ごとの年齢別の定期給与データを得た。

ただし、1967年以前は年齢ではなく経験年数による表記となっているため、国家公務員の場合と同じ処理により、年齢別のデータを推計した。現時点でデータが存在する期間は1963年から2004年である。しかしながら、1964年についてはデータが存在しないため、1963年と1965年の平均を1964年データとみなした。

国家公務員と同じく、賞与データがなく、過去と未来の収入データも補完しなければならない。そのため、国家公務員の場合と同じ処理を施して対応した。

15) コーホート・データと呼ばれるデータである。詳しい作成方法は橋本(1998)を参照。

4) 手当について

以上の職業別の世代ごとの年齢別の収入データであるが、作成されたデータに手当が含まれるかどうかについてチェックする必要がある。公的年金の算定根拠となる標準報酬には、手当が含まれている。同じく、所得税住民税が適用される収入にも、手当が含まれている。つまり、本稿で計算対象となる賃金収入データには手当を含むことが必要になる。

社会保障審議会年金数理部会(2003,2004)参考資料には、厚生年金と各種共済年金における標準報酬の平均値が1998年から2003年に渡って掲載されている。これを、『賃金センサス』の企業規模計、学歴計の定期給与データの平均値と比較すると、その差は3%以下であり、両者の値はほとんど変わらない。したがって、先に得られた民間給与所得者の定期給与データは、手当を含む標準報酬に近い概念であることが確認できた。

国家公務員についても同様のチェックを行った。『国家公務員給与等実態調査』「平均俸給額」には手当が含まれていない。そのため、国家公務員の標準報酬の平均値は「平均俸給額」の平均値よりも約13%程度高い。シミュレーションでは手当を含めた収入データを用いることが望ましいため、1999年から2003年の標準報酬と「平均俸給額」のそれぞれの平均値の比率を、先に得られている国家公務員の収入データに乗じて標準報酬に合わせる。1999年以前と2004年以後については、1999年と2004年の比率が続くと想定し、手当を含めた国家公務員の収入データを推計した。

同じく、『地方公務員給与の実態』「平均給与月額」には手当が含まれていない。ただし、地方公務員の手当には地域差があり、国家公務員のような一律の推計が妥当かどうかは疑問である。地方公務員の一般職に対する地方公務員共済年金については、1.25という手当率が定められており、年金給付の計算に用いられている。そのため、地方公務員については手当率を、先に得られた収入データに乗じることで、手当を含む世代ごとの年齢別の収入データを推計した。

以上の作業により、職業別の世代ごとの年齢別の収入データを得ることができた。

2. 消費および世帯人員データの作成

ライフサイクル・モデルにおいては、消費は変遷方程式によって決められる。したがって、本稿の分析でも、将来の消費は変遷方程式によって決定される。ただし、過去の消費については、適切と考えられるデータを用いることで推計する。また、税負担の計算については、世帯人員データも必要である。

世代ごとの年齢別の消費と世帯人員データについては、総務省(各年版)『家計調査』を利用する。ただし、民間給与所得者、国家公務員、地方公務員の収入データと、『家計調査』の収入データは金額として必ずしも対応しない。そこで、『家計調査』から世代ごとの年齢別の可処分所得に対する消費の比率としての平均消費性向を求め、それを先に得られた収入データに適用することで、消費データを推計した。利用可能な『家計調査』の期間は1953年から2004年までである。

具体的には次の作業が世代ごとに年齢別に行われた。まず、『家計調査』勤労者世帯、年齢階級別の「勤め先収入」「世帯人員」「消費支出」を1歳刻みに線形補完して、それぞれのデータを作成する。「勤め先収入」と「世帯人員」に対して、各年の年金保険料率や所得税住民税制を適用することで、年金保険料負担と所得税住民税負担を得ることができる。これらを「勤め先収入」から差し引くことで可処分所得が得られる。「消費支出」を可処分所得で除算すれば、平均消費性向が求められる。

世代ごとに年齢別の平均消費性向が求まったら、それを先に得られた収入データに適用することで、職業別の過去の消費データを推計できる。データが存在しないために推計できない古い世代の年齢における

平均消費性向については、推計できたもっとも近い世代の同じ年齢の平均消費性向を適用する処理を行う。

過去と将来で世帯人員のデータが存在しない世代については、もっとも近い世代で同じ年齢となる世帯人員のデータと同じとした。また、専業主婦世帯の想定により、65歳以上の世帯人員は2名であると考えている。

以上の作業によって、職業別で世代ごとの消費データを推計することができた。

3. 物価水準と金利データ

ライフサイクル・モデルの重要な変数として、物価水準と金利がある。これらがなければ、家計は将来の消費の水準を決めることができない。また、将来の物価上昇率がなければ、将来の年金給付を計算することができない。

物価水準については総務省『消費者物価指数年報』総合の消費者物価指数を利用し、2004年の物価水準を1に基準化したデータを作成した。金利については日本銀行(各年版)『経済統計年報』「銀行預金金利」「定期預金(1年)」および『金融経済統計月報』(各月版)「定期預金の預入機関別平均金利(新規受け入れ)(全国銀行)」「預入金額3百万円以上1千万円未満」「6ヶ月以上1年未満」を利用した。

将来の物価上昇率については、厚生労働省(2005)にある想定を用いる。将来の賃金上昇率についても、同資料で使われた数値を与える。

4. 所得税住民税制と間接税制

家計が負担する主な租税に所得税住民税がある¹⁶⁾。先の収入データと世代人員データを用いることで、所得税住民税を職業別、世代別、年齢別に推計できる。具体的な制度としては、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定扶養控除、社会保険料控除、公的年金控除、老人配偶者控除、老年者控除、定率減税、超過累進税率構造を考慮している¹⁷⁾。これにより、国税の所得税、地方税の都道府県民税所得割および市町村民税所得割を推計した。以上の所得税住民税制は1950年以降をモデル化している。

利子所得税についても、1950年以降の利子所得税率が考慮される。利子所得税率は家計が直面する実質的な利率を低め、消費の最適経路に影響を与える。老人等の少額貯蓄非課税制度(老人マル優制度)も考慮して、世代ごとで年齢別に家計が直面する利子所得税率を計算した。

家計の消費には、個別間接税と消費税を含む間接税が課税されている。家計は間接税込みで消費を行う。間接税率については、1950年以降の家計の間接税負担を推計した上村(2006)の推計結果を利用し、1950年から2004年までの間接税実効税率を与えた。本稿では、2005年以降は2004年の間接税率が続くものとする。

5. 厚生年金制度と公務員共済年金制度

過去および将来の世代別の収入データ、将来の賃金上昇率と物価上昇率が与えられれば、公的年金の負担と給付を計算することができる。

16) 所得税住民税制度の描写において、参考となった資料は、財務省総合政策研究所(各年版)、佐藤・宮島(1990)、大蔵省財政史室編(1977,1990)、藤田(1978)である。

17) 所得税住民税の計算において、「世帯人員」が夫婦2名を越える場合、1名は特定扶養控除の対象とした。「世帯人員」が3名を越える場合は、扶養控除の対象とした。

年金保険料については、厚生年金と各公務員共済年金では異なり、それらを別々に与える。また、年金保険料の二分の一を家計負担とする。

厚生年金の年金給付については、1954年改正以降2004年改正までの老齢厚生年金制度を反映する。再評価率、標準報酬、定額単価、支給乗率、スライド率、従前額保証、配偶者の加給年金、振替加算、マクロ経済スライドについてモデル化した。なお、制度の描写において参考となった資料は、社会保険研究所(各年版)などである。

さらに、国家公務員と地方公務員の共済年金の年金給付についても、職域部分や1984年以前の共済年金方式(基本方式と通年方式)に加え、上の厚生年金と同じ程度にまで詳細に制度をモデル化した¹⁸⁾。

参考文献

- 乾文男(1990),『新しい国家公務員等の共済年金制度の解説』,ぎょうせい。
- 上村敏之(2002),「社会保障のライフサイクル一般均衡分析:モデル・手法・展望」,『経済論集(東洋大学)』第28巻第1号。
- 上村敏之(2006),「家計の間接税負担と消費税の今後:物品税時代から消費税時代の実効税率の推移」,『会計検査研究』第33号。
- 大蔵省財政史室編(1977),『昭和財政史:終戦から講和まで:第8巻 租税(2) 税務行政』,東洋経済新報社。
- 大蔵省財政史室編(1990),『昭和財政史:昭和27~48年度:第6巻 租税』,東洋経済新報社。
- 駒村康平・永井攻治・中嶋邦夫(2005),「年金改革の決定過程:近視眼的な政治による持続可能性の喪失」,城戸喜子・駒村康平編著,『社会保障の新たな制度設計』第6章,慶應義塾大学出版会。
- 厚生労働省(2004),『厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果』。
- 国家公務員年金制度研究会(1986),『国家公務員等の新共済年金制度のしくみ』,財經詳報社。
- 財務省主計局(各年版),『国家公務員等共済組合事業統計年報』,国家公務員等共済組合連合会。
- 財務省総合政策研究所(各年版),『財政金融統計月報:租税特集』。
- 佐藤進・宮島洋(1990),『戦後税制史(第二増補版)』,税務経理協会。
- 坂本導聴(1986),『新しい国家公務員等の共済年金制度の解説』,ぎょうせい。
- 自治省行政局(各年版),『地方公務員共済組合事業年報』。
- 社会保険研究所(各年版),『社会保険のてびき』。
- 社会保険研究所(各年版),『年金のてびき』。
- 社会保障審議会年金数理部会(2003,2004),『公的年金財政状況報告:平成13,14年度』。
- 社会保障審議会年金数理部会(2006),『平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証』。
- 地方公務員共済年金制度研究会(各年版),『地方公務員共済年金制度の解説』,ぎょうせい。

18) 公務員共済年金制度の描写において参考となった資料は、国家公務員年金制度研究会(1986),坂本(1986),乾(1990),松川(1995),財務省主計局(各年版),地方公務員共済年金制度研究会(各年版),自治省行政局(各年版),地方公務員年金制度研究会(1979)などである。

- 地方公務員年金制度研究会(1979),『地方公務員の共済年金：計算のしかた』,ぎょうせい.
- 中嶋邦夫・上村敏之(2006),「1973年から2004年までの年金改革が家計の消費貯蓄計画に与えた影響」,『生活経済学研究』第24巻.
- 中嶋邦夫・永井攻治・駒村康平(2005),「厚生年金改革の数理：パラメーター設定の視点から」,城戸喜子・駒村康平編著,『社会保障の新たな制度設計』第7章,慶應義塾大学出版会.
- 橋本恭之(1998),『税制改革の応用一般均衡分析』,関西大学出版部.
- 橋本恭之・林宏昭・跡田直澄(1991),「人口高齢化と税・年金制度：コーホート・データによる制度改革の影響分析」,『経済研究』第42巻第4号.
- 橋本恭之・山口耕嗣(2005),「公的年金改革のシミュレーション分析：世帯類型別の影響」,『経済論集(関西大学)』第55巻第2号.
- 被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議(2005),『被用者年金一元化に関する論点整理』.
- 藤田武夫(1978),『現代日本地方財政史』,日本評論社.
- 前川聡子(2004),「社会保障改革による世代別受益と負担の変化」,『フィナンシャル・レビュー』第72号.
- 松川忠晴(1995),『新しい国家公務員等の共済年金制度の解説』,ぎょうせい.